

承認案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年12月4日提出

天理市長 並 河 健

専決第13号

専 決 処 分 書

天理市立北中学校において、早急に校舎の耐震性及び安全性を確保する対策を講じるため、平成30年度天理市一般会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年11月6日

天理市長 並 河 健

平成30年度天理市一般会計補正予算（第5号）

平成30年度天理市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,763千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,844,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成30年11月6日専決

天理市長 並 河 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		千円 223,461	千円 15,763	千円 239,224
	1 繰越金	223,461	15,763	239,224
歳 入 合 計		24,829,167	15,763	24,844,930

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 2,224,446	千円 15,763	千円 2,240,209
	3 中学校費	256,863	15,763	272,626
歳 出 合 計		24,829,167	15,763	24,844,930

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
北 中 学 校 整 備 事 業	平成31年度	89,322 千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 繰越金	223,461	15,763	239,224	1 繰越金	15,763	
計	223,461	15,763	239,224			

2 歳 出

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	市債	その他				
3 学校建設費	千円 16,981	千円 15,763	千円 32,744	千円	千円	千円	千円 15,763	13 委託料	千円 15,763	設計監理業務委託料
計	256,863	15,763	272,626				15,763			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
北 中 学 校 整 備 事 業	千円 89,322		千円	平成31年度	千円 89,322	千円	千円 87,000	千円	千円 2,322